

会議録

会議の名称	平成24年度第2回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成24年12月20日（木曜日）午後6時58分から午後8時21分まで
開催場所	田無庁舎議会棟4回 第3委員会室
出席者	出席委員：清水会長、平山（福）、中本委員、宮澤委員、平山（喜）、村田委員、指田委員、石田委員、新倉委員、尾林委員、澤田委員 欠席委員：田中委員、吉岡委員、土方会長代行 事務局：市民部長 宮寺、保険年金課長 石橋、国保給付係長 貫井、国保加入係長 新井、国保加入係主任 大熊
議題	1 平成25年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料1 国民健康保険決算の推移 資料2 平成24年度国民健康保険税（料）率等の状況 資料3-1~4 平成24年度料率等順位 資料4 国民健康保険事業会計における一般会計からの繰入金（その他繰入金） 資料5 平成24年度モデルケースによる26市保険税（料）の比較 参考資料 平成23年度一人当たり課税標準額 参考資料 国保加入世帯分布表 参考資料 介護分世帯分布状況（40歳～65歳未満）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1.開会</p> <p>清水会長： ただいまより始めたいと思います。皆様、こんばんは。第2回国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議の定足数は達していますことを御報告いたします。なお、土方委員、石岡委員、田中委員、吉岡委員については事前に御欠席の御連絡をちょうだいしておりますので、御報告をいたします。</p> <p>2.会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長： 続きまして、会議録署名委員の指名ですけれども、澤田委員と平山福美委員にお願いした</p>	

いと思います。

それでは、傍聴者はいかがでしょうか。

○事務局：

いらっしゃいません。

清水会長：

ということですので、傍聴の方がお見えになったら入っていただくことにしたいと思います。よろしく願いいたします。

3.議題

(1) 諮問事項

平成 25 年度 国民健康保険料の見直し

清水会長：

それでは、議題に入りたいと思います。諮問事項であります平成 25 年度国民健康保険料の見直しということで始めたいと思います。

事前に事務局から資料が送られておりますので、その辺の御説明と、本日配っていただいた資料の御説明をしていただきたいと思います。いつものように 9 時ぐらいに締めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局、お願いいたします。

○事務局：

(配布資料の確認・資料説明)

清水会長：

説明をしていただきましたので、資料についての御質問をまず受けたいと思います。いかがでしょうか。

ちらっと見ただけでは西東京市は案外高いという印象を持ってしまったのですけれども、いかがでしょうか。御質問。

○事務局：

今回こちらの表を出させていただきましたのは、例年、これだけ額が足りないということで、いつもその議論しかいてなかつたかと思うのですけれども、各市の状況から比較する機会がございましたので、今の西東京市の状況が、他市と比較するのはいいか悪いかは別としまして、こんな状況ですよというのをお示ししています。これを見ながら、ことしの改正をするときに、もし必要であれば、どういう点を引き上げていこうとか、ここは抑えたほうがいいという御意見をいただければと思っております。よろしく願いします。

石田委員：

質問ですけれども、資料 1 に、年間の被保険者数と被保険者 1 人当たりの単価とありまして、平成 23 年度と 24 年度で 1 人当たりの単価が 1 万円ほど上がっているのですけれども、この要因は何が考えられますか。

○事務局：

ここの数字なのですけれども、上の段、一般会計繰出金のうち法定外繰入金があります。ここの部分がいわゆる赤字補てん分で、ここの金額を被保険者数で割り込んだものになっております。23年度と24年度を比べたときに、23年度のいわゆる赤字補てん分として入れた法定外繰入金は18億5,001万6,000円でした。24年度予算では、8億円以上の赤字が見込まれるということで、もともと20億円程度あったものに対してさらに4億円上乗せをして、24億387万5,000円という赤字繰り入れをするという予算立てをしてございます。それを被保険者で割っていますので単価が上がっているという状況になっています。

石田委員：

法定内と法定外の意味がよくわからないのですけれども。もう一回説明してください。

○事務局：

法定内繰入金というのは何種類かあるわけなのですけれども、国保の基本というのは、保険料と、国からの負担等でもって医療を賄うということなのですけれども、それ以外でも、例えば我々の人件費ですとか、かかる経費があるわけですよ。例えば我々の人件費を保険料の対象にするわけにはいきませんので、そういったところは一般会計の方からお金を入ってもらって、保険料には反映させないというようなことがございます。

それから、いわゆる7割軽減とか5割軽減をかけますけれども、要するに1,000円なのだけれども、7割軽減だから300円を納めてくださいねという方がいらっしゃるわけなのですけれども、では残りの700円どうするのといったところは、先ほど説明しました、保険料軽減分ということで、法定内繰入金として一般会計から財源としてもらうというようなものがございます。

法定外というのは、そういった規定が全くなく、要は、保険料だけでは国保会計が賄い切れないので赤字分として一般会計からいただいているという数字になっています。ですから、法定内は法律に基づいて、こういう基準で一般会計から国保特別会計にお金を入れなさいという規定があるもの、法定外はそれはないものということでございます。

石田委員：

わかりました。その法定外が23年度から24年度にかけて、かなりふえているということは、国保の保険の使用料がかなり多いということをお知らせしているのですか。

○事務局：

昨年の運協でも御審議いただいたとおりなのですけれども、1つは、医療費が伸びているということがございます。そのほかに、国保の方で負担しています後期高齢者の支援金、それから介護納付金の方が軒並み伸びたという状況がございまして、それを全部保険料に反映するとものすごい額になってしまうということで、当時、約8億円足りないというお話をされていたかと思うのですけれども、8億円保険料を上げるのではなくて、半分の4億円については一般会計から入れましょうということで、昨年度、4億円程度の保険料率のアップをお願いしたところでございます。

中本委員：

まず、1点ですが、資料3-1です。単純に言って、西東京市と国立市は、幾つかの表を見ても皆さん感じられると思うのですけれども、西東京市の保険料の負担、1人当たりの、繰入金もそうですけれども、極めて高いのですよね。国立市は、一般会計からの繰入金ももっと高いのですよ。その割に、いわゆるモデルケースで見ると、国立市は26市の中で26番目と、非常に保険料が安いのですよね。これは単純に言って、課税標準額が、西東京市よりも

国立市の方がいいからというだけではないと思う。もうちょっと政治的判断があって、いわゆる市民、国保の被保険者に対する配慮があって、繰入金も大きいし、保険者の負担も軽くしようというものがあると思うのですけれども、そのほかに何か考えられることがあるのでしょうか。

○事務局：

まず1点目のモデルケースの方の表なのですが、これは資料2がございまして。各市の料率です。この料率だけだと、実際どのぐらい違うのか数字がわかりませんので、モデルケースとしまして、所得で200万円、4人家族というモデルを設定しまして、この料率に合わせた形で計算をしています。そこには各種の所得は反映してございませんので、西東京市も国立市も200万円の所得に、この料率表の所得割の表を掛け、それから均等割かけることの4人分という形で計算しています。ですので、まずこの表は、いわゆるある1つのモデルの場合こういう数字になりますよということでございます。

ちなみに、夫婦2人で子供が2人というもので、厚生労働省がつくるモデルケースのパターンで設定をしているのですけれども、現実問題といたしまして、例えば西東京市の場合ですと、1世帯平均1.6人とか1.7人なので、多い世帯は単身世帯か、お二人の世帯になります。そうすると、モデルの表は今、均等割が4人分で計算されていますので、均等割はその半分になります。そうすると、均等割の額が大きければどんどん大きな数字になってくるといった状況がモデルケースについては出ています。

それから、国立市のお話ですけれども、これはまだ確認という形ではないのですけれども、国立市にはこのところ何年か保険料改定ができていない、やっていないということでございます。今年度はやりたいという話を伺っております。ですので、資料2を見ていただきますと、西東京市は22年に導入しました7割・5割・2割の軽減が、国立市だけがまだ6割・4割の軽減で残っている状況になってございます。実態としましては、料率改定ができていないので、いわゆる国保の費用について一般会計から入れているということだと考えられます。

中本委員：

そうすると、やはり政治的な判断ですね。

清水会長：

本当に、資料2を見ると、国立があれば、6と4割軽減だからかなとは思ったのですけれども、市で高額所得者が多いというあれもあるのでしょうか。

石田委員：

各市の状況というのはわかったのですが、保険料率と、市からの繰入金ですね。あとは、各市の医療費の額が下がるのかどうかを知りたいわけですね。その市によってどのぐらい保険料を使っているのか。西東京市は多いのか少ないのか。その辺のデータがあれば、その辺が改善できる可能性はあると思うのですね。

○事務局：

直近の資料ですと、全体のものはあるのですが、西東京市は平均よりは少し低い順位にあります。

石田委員：

データはあるのですか。

○事務局：

データはあります。西東京市は、市と町村が入っていて、39 団体中 28 位です。

石田委員：

1 人平均

○事務局：

1 人平均です。結局、人数が違ったりしますから、全体だと比較にならないので、1 人平均で比較することになります。ちなみに 23 年度の医療費につきましては、西東京市で 27 万 2,311 円でございます。町村の平均が 27 万 9,028 円なので、6,000 円ぐらいは、平均よりは下にいっている状況です。

清水会長：

何か御質問なり、御意見なりありますか。

平山（喜）委員：

資料の質問はないのですけれども、今後どうしていくのかということをお伺いしたいのです。上げなければいけないのか、上げなくていいのか、役所の方で増額分持ってくれるのか、その辺をちゃんとしていただかないと審議に入れないのではないですか。

○事務局：

今のところ、大変申しわけないのですけれども、市長の任期が 2 月でということがございまして、市長がこの後どうするという表明をまだしておりません。ですので、今こちらの方で考えているのは、昨年度と同じ繰入額をした場合にどうかという推計をせざるを得ない状況になっています。先々いった段階でその辺がきちんと決まってくれば、では一体幾ら繰り入れてくれるの、あるいはくれないの、増やすのどうのといった話が出てくるのですけれども、今の段階ではそこまで判断できません。しかしながら、医療費、特に給付費が伸びている状況ですから、恐らく値上げということも視野に入れなければいけないのかと考えています。

そのときに、均等割を上げるのか、所得割を上げるのかという辺をあらかじめ、きょう御意見をいただいておいて、それをもとにしながら、数字が幾ら必要だとわかったときに事務方の方で計算させてもらって、こういう案でいかがでしょうかという形で持っていきたいということでございますので、きょうの段階で、必要額は幾らとはなかなか言えない状況でございます。

○平山（喜）委員：

では、上げるのを前提に考えろということですね。

○事務局：

極力上げたくはないということはあるのですけれども。

○平山（喜）委員：

上げたくはないというのはわかるのですけれども、でも上げなければいけないような状況になるというのであればということですよ。

○事務局：

事務局といたしましても、保険料がどんどん上がればいいとは思っていませんので、できることであれば、上げなくて済むのが一番と思っております。ただ、逆に言うと、その他繰入金を、今、24 億円も入れていただいているという状況がございますので、これは本来的な姿ではないということで、仮に、保険料は賄えるのだけれども、その他繰入金についてはお戻しをしようという形の、保険料を上げるという議論もあるのかなとも思っております。

中本委員：

やはり収納率の問題がすごく大きいと思うのです。去年のこの会に出たときに、12 億円滞納額があると聞いているのです。現年分が 5 億円で、繰越額が 6 億何千、約 12 億円になっている。今年度また値上げしているわけですね。そうすると、それによってまた収納率が落ちているのかどうか。途中段階でしょうけれども教えていただきたい。

○事務局：

昨年度につきましては、トータルで、現年納付で 89.1 パーセントという収納率でございました。今年なのですけれども、今のところ現年分につきましては、若干、確かに収納率が落ちている状況になっています。滞納繰越分につきましては、昨年よりも、これも少し、本当に 0.何パーセントというところなのですけれども、よくなっている状況です。しかしながら、現年分の方がもとの数字が大きいので、こちらが若干落ち気味になっているのを気にしているところではございます。ただ、毎回そうなのですけれども、値上げをしますと、なかなか納付するのが難しいことになりますので、徴収率は落ちる傾向だと思います。

中本委員：

滞納額は今どのぐらいあるのですか。

○事務局：

今、11 億円ぐらいです。

中本委員：

では、1 億円ぐらい減っているのですか。

○事務局：

昨年度、徴収率が良かった関係で、結局、収入してしまえば滞納繰越がいきませんから、おとし 12 億円ぐらいあったのですけれども、今年度では少し減っていることになりました。

中本委員：

では、上げたからといって、滞納額はふえたわけではないのですね。

○事務局：

ただ、滞納額としてふえるのは、ことし引き上げましたから、来年度なのです。だから、ことし幾ら収納できるかということになります。ことし、新しい賦課でふやしましたから、これが滞納になってくるのは、今年度が終わって平成 25 年になって滞納になりますので、そういう意味では心配です。

中本委員：

やはり保険料を上げれば収納率は下がるわけですね。

もう 1 つは、余裕があって払わない人がいらっしゃると思うのです。それが、低額所得者ならある程度は許せるけれども、高額所得者の中に、そんなのは払わないのだという方が、西東京の平均以上の人でどのぐらいいらっしゃるのですか。それは余りいないですか。

○事務局：

基本的にはそういう方は余りいらっしゃらないと考えています。そういう方がいらっしゃった場合は厳格に臨みますので、差し押さえ等執行しますので、無理矢理徴収してしまうということになっています。むしろ、前年度の所得に対して賦課をしていきますので、昨年度は収入があったけれども、ことし収入がないという人がいらっしゃる。そういう方は本当に払えないので、滞納になっていく状況です。

平山（福）委員：

今の 11 億円の滞納金の徴収方法は、もう少し力を入れるというか。今、国民年金なども差し押さえということ始めていますよね。だから、税ではないけれども、ほぼ税に近いわけだから、もっと、どの程度役所として力を入れて、どういう方法でやっているのか、もう少し改善したほうがいいような気がするのです。11 億円放っておくというのは、いかななものかなと思います。

○事務局：

基本的には、まず納税者の方と接触することを心がけておまして、その方が、生活が苦しいという状況になれば、しばらく様子を見ることになると思うのです。それでも資産等があるという状況がわかれば差し押さえ等は執行しています。

もう 1 つは、昨年来、国保だけではないのですけれども、ほかの債権を含めまして、納税課の方に債権回収の担当ができました。そちらの方とも連携しながら、いわゆる困難案件につきましては、国保だけではなくて納税課の方で対応してもらっていることには取り組んでおります。

収納率からいいますと、ここのところ 2~3 年はそういったことで着実に上がってきている状況ではあります。ただ、御理解いただきたいのは、国保の制度上、どうしても払えない方がいらっしゃるのです、その方から無理矢理徴収するということになると、実際、病院に行けなかったり、食べるのに苦労してしまうことになりますので、なかなかその辺は難しいところではあります。

平山（福）委員：

一般的には払えない、苦しいというのは、当然言いわけはするでしょうけれどもね。

○事務局：

こちらで調査して、預貯金があれば、差し押さえしますので。

平山（福）委員：

それはやっているのですか。

○事務局：

やっております。

平山（福）委員：

この前も、昭和病院でも、2億だか、医療費、会計して、返らないで、それが赤字になってしまっているという話をしていましたけれども。ずるをする者が得するようなことはおかしいので、そこら辺は力を入れて徴収してもらいたいと思います。でないと、そのことが次の値上げにまた跳ね上がってくることに繋がるわけですから。

新倉委員：

確かに徴収する方が大変なのですよね。何年か前、私はそれを言ったのですけれども、随分改善されて、かなり一生懸命回収していますよね。それはわかっているのですけれども、やはり払わない分というのは出るのだろうと思うのです。

先ほどの話に戻りますけれども、市長から諮問を受けたのだから、市長に返すわけだから、次の市長さんがどうだこうだというのではなくて、任期中にやるわけでしょう。だからもう、大体前年度までの推移である程度数字をつくるしかないのではないですか。上げたくないのは皆そう思っているのだけれども、そのところ、うまく数字をいじって、何となく気持ち、減らしてもらえとうれしいなというのがあります。

指田委員：

そうですね、任期が近いからといって、そこでとめてしまうのはいかがなものかと思うところですね。あとは少し減るような方向。どうしたらいいかというのは具体的にはわかりませんけれども、少し赤字が減るような形に持っていかざるを得ないのではないかとはいいます。

石田委員：

これだけ一般財源から繰入が増えるということは、市の財政をかなり圧迫してくるということで、少なくとも26市の平均並み、しかも先ほど聞いたように医療費に使用している額は平均だとおっしゃっていましたので、平均は徴収してもいいのではないかとはいいます。他市と比べて、医療費を多く使っている場合は多く取る必要がある。その辺を勘案して他市並みには徴収するべきだと思っています。

澤田委員：

資料に関しては別に質問事項はありません。極めて政治的な判断というのか、26市で、西東京市はどこら辺に位置するのがいいのか。余り主体性がないですけれども、そんなところも、今の石田委員の平均的という、似たような話かもしれません。

あとは、資料1で、法定外繰入金額がどれぐらい確保できるかによって、では所得割を0.05ふやすのですか、均等割は5,000円ぐらいにしましょうか、平等割は1,300円ぐらいにしましょうかと、そんなところにいくのかなと勝手に思っております。

尾林委員：

それぞれ皆さん意見が出ましたけれども、確かに、市の医療規定の中で、平均的な金額はある程度必要ではないかと。どんどん負担がふえると困るでしょうし。余り上がらない程度にやっていったらどうかと思うのですけれども。

清水会長：

ありがとうございます。今、石田委員がおっしゃったように、法定外の一般予算からの繰り入れが多い。今、税の収入がないと伺っているので、国保だけに、それだけ使うというのもどうなのかなという思いもひとつしています。昨年度大幅にいじって、資産割がなくなったけれども、均等割にしる、平等割にしる、かなり上げましたよね。そんなことがあるの

で、上げたくないなという思いは一市民としてはあるのですけれども、そうかといって、一般財源からたくさんもらおうということもまた、ほかの市民の方に対してのあれがなくなってしまふのかなという思いもあるし。

資料 2 を見てみますと、限度額が、大体 50 万円のところが 5 件、51 万円が 20 件で、国立の 46 万円が 1 なので、もしどうしても値上げの方向にいかなければならないとなると、この辺をいじるようになるのかしらと、この資料を見て私は考えたのです。きょうはそこまではいかないでいいみたいですので、方向性として、もし値上げのようになったときには、どうしようかということぐらいは聞いておいた方がいいのでしょうか。

○事務局：

できればということはないのですけれども、今日、どうこうという話ではないのですけれども、方向性として、限度額は上げたほうがいいかどうか、意見をいただければ助かると思います。

昨年度は、後期高齢者支援金ですとか介護納付金の方が軒並み 2 億 4,000 万円とか 1 億 3,000 万円が必要になりますよというものだったのです。この辺の数字は、年が明けないとわからない状況でございます。去年は結果的にそういったもので積み上がって 8 億円足りない状況だったのですけれども、ことしはこの数字が年明けに国から示されたときにどうなるか、まだあけてみないとわからない状況になっていまして、状況によっては値上げの幅も当然小さくなるし、あるいはやらなくてもいいということも、希望的には思っているところではございます。

その辺の状況がございまして、きょう、基本的に値上げを前提というように聞こえてしまうかもしれないのですけれども、こちらの方としても、上げるとすればという話をしているので値上げが前提なのですけれども、その辺の、限度額はどうかあるべきかとか、あるいは均等割、均等割を上げれば当然、1 人当たり、世帯数が多ければその分ふえてくるのは皆さん御存じのとおりだったりするわけです。

もう 1 つ、私どもの方で確認したいのが、以前、運協で、3 方式、さらには 2 方式という形で運営をしていくべきという答申をいただいているかと思うのですけれども、事務的に考えまして、例えば均等割だけ上げてしまうと 4 人の世帯のところは 4 倍上がってしまうわけです。それを平等割に持っていくと、若干、人数が多い世帯の負担が減る状況にはなるわけです。そうしたときに、以前、運協の議論の中でいただいている 3 方式から 2 方式、2 方式は平等割がない状況ですので、そこと矛盾が出てしまう可能性があるのです。その辺はどう考えればいいのか、意見をいただければ、こちらの方も数字がつくりやすくなるのかなと思っております。

清水会長：

わかりました。長年、4 方式から 3 方式にして、今度、2 方式にというような、附帯事項をつけて、今まで各市長に答申をしていたのですけれども、その辺を踏まえて、今、課長からの説明のように、値上げになった場合、均等割、平等割をいじるかとか、どうしたらいいのでしょうか。2 方式でしているところは、やはり均等割が高いですね。

中本委員：

語弊を生むかもしれませんが、歳入が少なくなれば歳出を減らさなければいけないわけですよ。ということは、高齢者がふえているから、どうしても医療費がかかるようになっていくわけですね。例えば特定健診でも、今、74 歳まで特定健診制度がありますよね。あれを例えば西東京は 70 歳にするとか、そのぐらいのことをして、医療費をできるだけ少なくするとか、そういうことは考えられないのでしょうか。何かもう、70 を超えたら、そんなに

長生き、検査して病気を見つけてもらうみたいなシステムではなくて、もうちょっと別の…。

石田委員：

国のシステムとして 74 歳までと決まっているもので、西東京市だけが減らすことはなかなか難しいと思いますよ。あれは国の基準でやっている健診なのですね。

清水会長：

予防から考えたら、やはり健診というのは充実していただかないと医療費が大変。

中本委員：

もちろんそうですよ。それを国が決めているならば仕方がないのだけれども。

石田委員：

基礎健診以外に老人健診は市でやっているのですから、恐らく 70 にしても、70 からは市が出さなければいけないということになると、同じになると思うのですね。いずれにしても、市の財源としては一緒だと思うのです。やらないかどうかということになってしまうのですね。今、老人健診は何歳の方でもやっているのですよ。ですから 70 歳で切ったとしても、特定健診でやるか老人健診でやるかの差になってしまうのですね。そうなる、やらなくなってしまうか、やるか、どちらかになると思います。いずれにしても、市の一般財源からそれを出しています。これが安くなったとしても、一般財源がふえる可能性があります。市の総予算は、出すお金は余り変わらない。

○事務局：

特定健診は先生がおっしゃったとおり、法定で決まっていますので、40 歳以上 75 歳未満の方は、保険者が特定健診を実施することになっています。そこを、西東京市だけ年齢を変えるというのはちょっと難しい状況です。

中本委員：

例えば市の年齢構成とか、いろいろあると思うのですよ。財政力とか。そういうことを考えると、いわゆる市の特色というのですか、市町村国保なのだから、市の独自の判断というのが、一方で、僕はあっていいと思うのです。経済力とか医療機関の数だとか。そういうことを一緒にたにして考えるのではなくて、西東京は西東京なりの特色を出した歳出削減に取り組むことを考えないと。国が決めたから、国が決めている部分はどうしてもないけれども、西東京市独自の保険料の使い方があってしかるべきだと思うのだけれども、余りそういうのが見られないのですけれども、どうでしょうか。

○事務局：

現実問題として、今、保険料を当てているのが医療費です。いわゆる皆さんが 3 割負担する、残りの 7 割相当分のもの。それから後期高齢者がかかる部分、全体の 4 割については若年層でもって賄うことになっていますけれども、その西東京市分が、国の方から指示が来ますので、こちらの数字で賄う。介護も同じように、40 歳から 64 歳までの方、1 人当たり幾ら拠出なさいますというように来ますので、それを賄うということで、使っているものがほとんどそれなので、西東京市独自でというところがなかなか難しい状況になっています。うちで削減するとすれば、医療費なのですけれども、こちらの方はジェネリックに取り組むですとか、あるいは予防。

中本委員：

国もそういう方針を出していますよね、ジェネリック促進とか。

○事務局：

それ以外となってしまうと、またそこに費用がかかってくる形になります。

中本委員：

そうすると、年齢構成。高齢者の比率がこちらが高いと、このままでいけば、医療費はどうしても高くなっていくわけですね。

○事務局：

制度的には、そこを補うのに前期高齢者交付金で、65歳から74歳までのところに医療費がかかるだろうということで、その比率に応じて、若年層が多いところから前期高齢者交付金という形でお金を入れている。ちなみに西東京市はそういった形で約40億円をほかの保険者から負担いただいている状況になっています。一応、制度的にはその辺、整理ができていますね。

清水会長：

いかがでしょうか。資料2を一生懸命眺めているのですが、2方式にすると均等割がどのくらい上がるか。決算が出ないとわからないにしても、その辺で考える。

平山（喜）委員：

先ほど委員長も言ったように、限度額を1万円上乘せして、ほかが大体51万円ですから、そういうのを考えていただいて、なおかつまだ足りないというのであれば、今度、2方式に移管した場合にどのくらいの保険料になるかとか、そういうことも考えてもらった方がいいのか。それとも、均等割とか平等割を、もう何百円、200円ぐらいずつでもいいから上げるとか、そのような試算の出し方も、してもらってもいいのではないかと思うのです。どうしても、上げるという場合ですよ。上げなくて済めばそれはいいことだと思いますけれども、上げなくてもいいといった場合でも、限度額ぐらいは、多少、1万円であれば、ほかの市は皆大体51万円になっていますので51万円にしてもいいのではないかと思いますけれども。

清水会長：

今、平山さんから意見が出ました。たしか、50万円にしようか51万円にしようか、昨年検討したときに、いや一概にということはないので50万円、いずれは51万円になるだろうというようなニュアンスで50万円にした記憶があるのです。その辺をいじってみる。2方式で1万円をプラスする案。あと、どうしてもというような場合を考えて、もう1つ、51万円にして均等割と平等割をもうちょっと上げる。

平山（喜）委員：

ほんのわずかですけれども、それで済むのかどうかかわからないですけれども、どのくらい上げなければいけないというのが、まだわからないのだったら、ある程度の試算で、数百円程度の値上げであれば、そんなに皆さん負担にならないのではないかと思います。

清水会長：

例えば 1 万 9,800 円を 2 万円にするというような感じで。今、御意見が出ましたけれども、その方向で次回、資料を出してもらいましょうか。いかがでしょうか。とにかくどれだけの不足が出るかわからない時点なので、どうにもならないのですけれども。昨年度並みの 24 億円は、やはり法定外でいただくのはどうかなという思いもありますし。

平山（喜）委員：

そっちの方も減らせれば、少し上げた分で減っていくのであれば一番いいですけども、基本的には、国民健康保険は徴収したもので賄わなければいけないわけですが、それが足りないで一般会計からいただいているわけで、健全な運営とは言えてないわけですから、多少なりともそこのところは考えていかなければいけないのではないかなと思います。

清水会長：

いかがでしょうか。その辺の方向で、次回、資料を出してもらう形でいいでしょうか。

○事務局：

確認でございますけれども、まず 1 つは、限度額についてはいっぱいに見てみるということですよ。その後、いじるところなのですが、所得割、均等割、平等割ありますけれども、どこをいじるとか。

平山（喜）委員：

所得割はもういじらないで、平等と均等の方で考えてもらえればいいと思います。わずかな金額で済めばね。所得割は、ほかのところと比べるとちょっと高いと思うので、そちらの方からの値上げよりは、やはり均等割と平等割の方で少し取れるのであればと思います。

○事務局：

平等割の方も、運協の今までの答申がありますけれども、とりあえずそこをいじっても構わないということで考えてよろしいですよ。

清水会長：

とりあえずは、限度額は 1 万円上げる。そして、所得割はいじらないで、均等割と平等割は多少いじってみる。それが 1 つ。それから、今度、51 万円にして 2 方式にする。そうしたら、均等割がどのぐらいになるかということですよ。

平山（喜）委員：

2 方式も、想定として考えて、どのぐらいの差が出るか、わかればなと思います。

○事務局：

それは医療分ということで、介護分と後期高齢者支援金についても同じ考え方で。次回は恐らくその数字も出てまいりますので、そこは、資料 3-4 のところが合計額になっているのですけれども、こちらの方も、この表を見ながら、先ほど御意見がありました、大体真ん中ぐらいに持っていったらなというような感じで考えてもよろしいですか。

清水会長：

そうですね。いかがですか。それが無駄になることを願っているのですけれどもね。とにかく資料がないことには検討できませんので、そのように資料づくりをお願いしていいでしょうか。

平山（喜）委員：

もう 1 ついいですか。後期高齢者の、資料 3-2 でいくと、均等割がほかの市と比べると結構安いのですけれども、後期高齢者だけちょっと上乘せするとか、そういうことは考え方としてできるのですか。

○事務局：

考え方として本来余りよくないのですけれども、その他繰入金を入れてあります。これは医療分にも後期高齢者分にも入っていますので、その配分を変えることは可能かと思っています。医療分はもう高いから後期高齢者支援金の方を少し上げるとか。その辺があるので、資料 3-4 は両方合算したものをつくっているところです。

清水会長：

その辺も、真ん中あたりぐらいまで持っていってもらってね。

○平山（喜）委員：

少し下の方の推移なので、平均的なところへもっていくとしたら、それだけいじくってほかの方はいじくらないで済むのであれば、それでもいいし。

清水会長：

そのような方向で、よろしいでしょうか。事務局はそれで大丈夫ですね。

○事務局：

大丈夫です。ありがとうございます。

清水会長：

では、とりあえずは方向性が出ましたので、次回、しっかり資料をつくっていただいて進めたいと思います。

きょうはとりあえず決められたことは、これだけなのです。

(2) その他

清水会長：

その他なのですけれども。

中本委員：

いわゆる値上げ前提にして話がぼんぼん進んでいますけれども、どなたも思っているのですけれども、保険料を払っている人は皆、高いと思っているわけです。だからそれを何とか、現状を見て、どうしたら上げないで済むのかとか、そういう考え方というのは、事務局の側ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。値上げせざるを得ないというところで、もうどうしようもないのでしょうか。

○事務局：

現実問題といたしまして、先月ぐらいで、前年度と比較して、今うちの方で数字が把握できるのは医療費ぐらいなのです、毎月支払いをしていますので。それが前年度と比較して 4 パーセント伸びている状況なのです。4 パーセントは大した数字ではないようなので

すけれども、医療費は今、120 億円ぐらいあるものですから、1 パーセント伸びた場合 1 億円以上、財源として必要になる状況が現実にございますので、どうしても事務方としては、払う方がふえていくので、財源として何とかしなければいけないということで、こういう議論になってございます。

清水会長：

病気しない市民が多くなるしか。

石田委員：

市町村だけで片づく問題ではないと思うのですね。国の問題がね。税と社会保障の一体改革でどうなるか。その辺がうまくいかないと、今後そういう問題がずっと出てくる。

中本委員：

資料としてもう 1 つ出してほしいなと思うのは、7 割減額世帯がどのぐらいあるのか、5 割減額世帯がどのぐらいあるのか、2 割減額世帯が全世帯の中でどのぐらいを占めるのか。もう 1 点は、いわゆる滞納世帯が加入世帯に比べて何パーセントぐらいあるのか。4 分の 1 ぐらいが滞納世帯だというような数字も出るみたいなあれがあるのですよね。だから、現在、滞納世帯はどのぐらいあるのか。

○事務局：

8,000 世帯ございます。

中本委員：

8,000 世帯というと、3 万何千というと、25 パーセントぐらいですか。そんなに多いのですか。

○事務局：

そうですね。それから、軽減がかかっている世帯数なのですけれども、きょう、お配りしました資料「国保加入世帯分布状況」が、軽減がかかっている世帯数の資料になっています。こちらの方は、カラーで線が引いてあると思うのですけれども 33 万円の世帯が、一番上、赤で囲んであるところが、いわゆる 7 割軽減がかかっている世帯になっております。それから緑でぎざぎざと線が引いてありますけれども、このエリアが 5 割軽減。青い線で引いてある、青と緑の間が 2 割軽減がかかっている世帯になっています。ただし、これは平成 24 年 4 月 1 日の状況ですから参考程度になりますけれども。資料はこんな形で、世帯はいますよというようなことになっています。

それから、滞納の方は、世帯数は、資料としてお出しをした方がよろしいですか。滞納者の世帯数は、今、約 8,000 世帯というお話をしましたけれども。

中本委員：

ですから、例えば 5 割世帯の中でどのぐらいあるのか、2 割減額世帯の中でどのぐらいあるのか。あと、いわゆる軽減されない世帯の中でどのぐらいあるのか。そういうのをちょっと知りたいのです。

○事務局：

努力してみますけれども、ここでそういうデータを、今、持っていないので、作成できるかどうか。できるようでしたら、お出しをします。

(2) その他

○清水会長：

では、その他で。

○事務局：

今回は年を明けて、数字が出たらということで考えております。日程を確保いただきたいと思っております。1月22日を予定しているのですけれども、いかがでしょうか。

清水会長：

火曜日だそうです。

23はどうでしょう。23はそっちがだめなの。まだ大丈夫ですよ。では21でもいいです。やはり皆さんがそろったほうがいいですよ。23のほうがいいというお声です。いかがですか。23、大丈夫ですか、医師会の先生。

この会は年間計画がないから、日程、予定が。

1月29日だそうです。大丈夫ですか。まだ答申までは至っていないので、あと2回は必要ですよ。

○事務局：

できる限りのことはやりますので、とりあえず29日で。

○清水会長：

では、29日の7時。場所はここですね。

○事務局：

はい。

○清水会長：

追ってまた御連絡が行くと思います。

4.閉会

清水会長：

早いですけれども、きょうはこれでおしまいにさせていただきますと思います。部長さん、一言どうぞ、ごあいさつ。

○市民部長：

本当にお忙しい中、御議論いただきまして、ありがとうございます。先ほども課長が言ったように、医療分とか、その辺が、年明けでないと出てこないということがあります。その辺を精査いたしまして、きょう、資料等の要請がありましたので、その辺の正確な資料をお出ししまして、また1月、答申に向けて御協力を御願いしたいと思っておりますので、よろしく御願いいたします。

清水会長：

ありがとうございました。どうぞお風邪を召さないで、よいお年をお願いいたします。

○事務局：

どうもありがとうございました。

午後 8 時 21 分 閉会